審　査　基　準

令和４年３月 15 日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第５条の５第３項
処 分 の 概 要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第５条の３第３項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第５条の５第３項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１条（届出及び申請の手続）、第２２条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第２９条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：３日（書換えにあっては１日）（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許認可管理センター （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：